

品 福 福 発 第 5 7 号
平成19年5月 1日
一部改正：平成19年5月31日
一部改正：平成21年6月 1日
一部改正：平成22年4月 1日
一部改正：平成24年4月 1日
一部改正：平成27年4月 1日
一部改正：平成27年11月1日
一部改正：平成28年6月 1日
一部改正：令和 2年4月 1日
品川区福祉部長

介護保険サービス等に関わる事故報告取扱要領

(通則)

第1 介護保険法に基づく諸基準（別表1）の規定による事故が発生した場合の保険者への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第2 この要領は、介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間および深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「介護サービス等」という。）の提供により事故が発生した場合において、速やかに介護サービス提供事業所（以下「事業所」という。）から品川区への報告が行われるとともに、その事後処理において賠償を含めた事故の速やかな解決、再発防止およびサービスの質の向上に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第3 報告すべき事故の範囲は、事業所の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次のとおりとする。

1 原因等が次のいずれかに該当する場合

- (1) 身体不自由・疾患または認知症等に起因するもの
- (2) 施設の設備等に起因するもの
- (3) 感染症、食中毒または疥癬の発生

感染症とは「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として一、二、三、四、五類感染症およびこれらに相当する指定感染症とする。（別表2）

- (4) 地震等の自然災害、火災または交通事故
- (5) 職員、利用者または第三者の故意または過失による行為およびそれらが疑われる場合

(6) 原因を特定できない場合

2 被害または影響が次のいずれかに該当する場合

(1) 利用者が死亡、けが等、身体的または精神的被害を受けた場合

(2) 利用者が経済的損失を受けた場合

(3) 利用者が加害者となった場合

(4) 離設・徘徊等により利用者の所在が不明となった場合

(5) その他事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

3 上記のほか、特に品川区が事業所に報告を求める場合

(事故の報告を要しない場合)

第4 第3の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、報告を要しないものとする。ただし、事故の原因が第3の1の(5)または(6)に該当する場合は除く。また、第4の(4)の場合については事故報告書の提出は要しないが、電話による第一報を入れるものとする。

(1) 利用者が身体的被害を受けたが、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応した場合

(2) 利用者が身体的被害を受け、医療機関を受診したが、診察または検査のみで治療を伴わない場合

(3) 老衰等、第三者の責に帰さない原因で死亡した場合

(4) 利用者または職員の感染症の罹患を自宅で確認した場合で、他の利用者等への感染の恐れがない場合

(5) その他、被害または影響がきわめて微少な場合および区が事故報告書の提出を要しないとした場合

(報告書の様式等)

第5 報告書の様式および報告事項については、別記様式（以下「事故報告書」という。）のとおりとする。ただし、事業所が別に定めている様式が、別記様式の項目を備えている場合はその様式に替えることができる。

(報告の対象)

第6 報告の対象は、利用者が品川区の被保険者である場合および事業所または施設所在地が品川区内の場合とする。

(報告の手順)

第7 報告の手順は、次のとおりとする。

1 第一報

(1) 事業所は、事故が発生した場合、速やかに家族に連絡するとともに、品川区高齢者福祉課および居宅サービスを利用している場合にあつては居宅介護支援事業所に事故報告書を提出する。

(2) 緊急を要するものは第一報を電話により迅速に行い、その後速やかに事故報告書を提出する。

2 途中経過および最終報告

事業所は、事故処理が長期化する場合、適宜途中経過の事故報告書を提出するとともに、当該事故処理がすべて完了した時点で最終の事故報告書を提出する。

ただし、第一報の時点で事故処理が完了している場合は、「1. サービス種別」から「6. 事故後の対応」までの内容を含めた事故報告書の提出をもって最終報告とすることができる。

(対応)

第8 区は、報告を受けた場合は、必要に応じて保険者として対応するものとする。また、状況により他の区市町村、東京都および東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

(情報提供)

第9 区は、提出された事故報告書の概要等をまとめ、必要により事業所への情報提供を行い再発防止の啓発に努めるものとする。

(付則)

この要領は、平成19年5月1日より適用する。

(付則)

この要領は、平成19年5月31日より適用する。

(付則)

この要領は、平成21年6月1日より適用する。

(付則)

この要領は、平成22年4月1日より適用する。

(付則)

この要領は、平成24年4月1日より適用する。

(付則)

この要領は、平成27年4月1日より適用する。

(付則)

この要領は、平成27年11月1日より適用する。

(付則)

この要領は、平成28年6月1日より適用する。

(付則)

この要領は、令和2年4月1日より適用する。

別表1(第1関係)

基準	条項	内容
東京都指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年10月11日条例第111号)	第39条第1項	指定訪問介護事業者の事故報告
	第41条3項	共生型訪問介護事業者の事故報告
	第46条	基準該当訪問介護事業者の事故報告
	第58条	指定訪問入浴介護事業者の事故報告
	第62条	基準該当訪問入浴介護事業者の事故報告
	第78条	指定訪問看護事業者の事故報告
	第88条	指定訪問リハビリテーション事業者の事故報告
	第97条	指定居宅療養管理指導事業者の事故報告
	第145条	指定通所リハビリテーション事業者の事故報告
	第167条	指定短期入所生活介護事業者の事故報告
	第180条	ユニット型指定短期入所生活介護事業者の事故報告
	第180条第3項	共生型短期入所生活介護の事故報告
	第187条	基準該当短期入所生活介護事業者の事故報告
	第203条	指定短期入所療養介護事業者の事故報告
	第215条	ユニット型指定短期入所生活介護事業者の事故報告
	第236条	指定特定施設入所者生活介護事業者の事故報告
	第247条	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第262条	指定福祉用具貸与事業者の事故報告
	第264条	基準該当福祉用具貸与事業者の事故報告
	第275条	指定福祉用具販売事業者の事故報告
	第110条第2項	指定通所介護事業者の事故報告
東京都指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日条例第41号)	第38条第1項	指定介護老人福祉施設の事故報告
	第52条	ユニット型指定介護介護老人福祉施設
東京都介護老人保健施設 の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日条例第42号)	第38条第1項	介護老人保健施設の事故報告
	第53条	ユニット型指定介護介護老人保健施設
東京都指定介護療養型医療施設 の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年6月27日条例第98号)	第36条第1項	指定介護療養型医療施設の事故報告
	第51条	ユニット型指定介護療養型医療施設
東京都養護老人ホームの設備 及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日条例第39号)	第27条第1項	養護老人ホームの事故報告
東京都軽費老人ホームの設備 及び運営の基準に関する条例 (平成24年10月11日条例第114号)	第3条第1項	軽費老人ホームの事故報告
東京都介護医療院の人員、施設 及び設備並びに運営の基準に関する条例 (平成30年3月30日条例第51号)	第38条第1項	指定介護医療院の事故報告
	第53条	ユニット型指定介護医療院
東京都指定介護予防サービス等 の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護 予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法の基準に関する条例 (平成24年10月11日条例第112号)	第54条第9項	指定介護予防訪問入浴介護事業者の事故報告
	第62条	基準該当介護予防訪問入浴介護事業者の事故報告
	第74条	指定介護予防訪問看護事業者の事故報告
	第84条	指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の事故報告
	第93条	指定介護予防居宅療養管理指導事業者の事故報告
	第123条	指定介護予防通所リハビリテーション事業者の事故報告
	第142条	指定介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第159条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第164条第3項	共生型介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第171条	基準該当介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第181条	指定介護予防短期入所療養介護事業者の事故報告
	第196条	ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の事故報告
	第217条	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第234条	外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第248条	指定介護予防福祉用具貸与事業者の事故報告
	第253条	基準該当介護予防福祉用具貸与事業者の事故報告
	第262条	指定特定介護予防福祉用具販売事業者の事故報告

別表1(第1関係)

基準	条項	内容
品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例 (平成30年3月28日 条例第17号)	第29条第1項	指定居宅介護支援事業者の事故報告
品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 (平成27年3月28日 条例第22号)	第28条第1項	指定介護予防支援事業者の事故報告
品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例 (平成25年3月27日 条例第15号)	第40条第1項	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の事故報告
	第59条	指定夜間対応型訪問介護事業者の事故報告
	第108条	指定小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告
	第128条	指定認知症対応型共同生活介護事業者の事故報告
	第149条	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第202条	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告
	第58条第18項	指定地域密着型通所介護事業者の事故報告
	第59条第38項	指定療養通所介護事業者の事故報告
	第80条	指定認知症対応型通所介護事業者の事故報告
	第175条	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の事故報告
品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 (平成25年3月27日 条例第16号)	第37条第1項	指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の事故報告
	第65条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告
	第86条	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の事故報告
品川区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 (平成27年3月31日 要綱第380号)	第23条	指定介護予防・日常生活支援総合事業者の事故報告

品川区処理欄	部長	課長	支援調整係長	介護給付係長	高齢者支援1係 係長 (保健師)		高齢者支援2係 係長 (保健師)		認知症対策係長	施設支援係長	担当

(別記様式)

介護サービスに関する事故報告書

品川区長 あて

当事業所において発生した事故等について、以下のとおり報告します。

第一報報告日	年 月 日
報告日	年 月 日
中間報告日	年 月 日 (中間報告は必要により提出)
最終報告日	年 月 日

報告者	事業所名称				管理者氏名				印
					記載者氏名				
	事業所所在地				電話番号				
	事業者法人名				指定番号				
1 サービス種別	該当番号を記入	1. 訪問介護・予防訪問事業 8. 短期入所生活介護 15. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 24. 介護老人福祉施設 2. 訪問入浴介護 9. 短期入所療養介護 16. 夜間対応型訪問介護 25. 介護老人保健施設 3. 訪問看護 10. 特定施設入居者生活介護 18. 認知症対応型通所介護 26. 介護療養型医療施設 4. 訪問リハビリテーション 11. 福祉用具貸与 19. 小規模多機能型居宅介護 27. 介護医療院 5. 居宅療養管理指導 12. 特定福祉用具販売 20. 認知症対応型共同生活介護 28. 宿泊デイ(自費サービス) 6. 通所介護・予防通所事業 13. 住宅改修 21. 地域密着型特定施設入居者生活介護 29. その他() 7. 地域密着型通所介護 14. 居宅介護支援(介護予防支援) 22. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 7. 通所リハビリテーション 23. 複合型サービス(看護小規模多機能含む)							
2 利用者	フリガナ				性別	男 女	年齢		
	氏名						要介護度	(事業対象者) (要支援) 1・2 (要介護) 1・2・3・4・5
	住所	品川区							
	電話番号				介護保険証被保険者番号				
	利用者が複数のときの事故の規模	ほか 人 (参考様式などの名簿添付)		サービス提供開始日	年 月 日				
3 事故の概要									
発生日時					年 月 日 () 時 分		類型		<input type="checkbox"/> 区民・区内事業所 <input type="checkbox"/> 区民・区外事業所 <input type="checkbox"/> 他区民・区内事業所
発生場所 <input type="checkbox"/> 入所施設 <input type="checkbox"/> 利用施設 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 送迎中 <input type="checkbox"/> その他(外出先)									
事故の種別		該当番号記入 1. 身体的不自由起因 → [1. 転倒・転落 2. (誤嚥性)肺炎 3. 骨折] 2. 設備起因 6. 利用者間トラブル 3. 感染症・食中毒・疥癬など 7. 職員の行為(不注意等) ↓ () ↓ [1. 誤薬等 2. 離脱・徘徊 3. 個人情報取扱不備 4. 不注意 5. その他] 4. 交通事故 8. その他 () 5. 震災・風水害・火災							
経緯 (発生時の状況、経緯、原因等を記載)									

※ 詳細を別紙等による場合は、本欄に要約を記入すること。

4 事故発生時の対応

受診日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
------	---------------------

医療機関名・所在地	医療機関名： 所在地：
-----------	-------------

治療の概要

家族・ケアマネ・区等への連絡状況

5 事故当事者の状況

診察・診断結果等	診断名
----------	-----

該当番号を記入	1. 死亡（死亡日： 年 月 日 原因： 警察の検証 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ） 2. 入院（退院予定日： 月 日） 6. 経済的損失 3. 継続通院 7. 経過観察 4. 短期通院（初回で終了または1ヶ月以内の通院） 8. その他（ ） 5. 軽微な治療（医療機関を利用しなかった）
---------	--

6 事故後の対応（経過）

利用者の状況	(病状、入院・手術の有無や退院予定、事故発生後の対応経過等)
--------	--------------------------------

※ 詳細を別紙等による場合は、本欄に要約を記入すること。

損害賠償等の状況

<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり

事故の要因と考えられること

再発防止に向けての今後の対応	【事故発生後、事業所内での検討の結果、実施する内容を具体的に記入してください。
----------------	---

不適切例：～を検討中・・・、見守りの強化・・・、職員への周知・・・などの漠然とした表現は不可】

7 その他

報告が遅延した理由	(報告が発生より概ね2週間以上経過している場合)
-----------	--------------------------